二　法第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定 イ　法第十三条第一項第四号から第十号まで並びに第二項第二号、第三号及び第六号の業務並びにこれらに附帯する業務 ロ　（略）	二　法第十七条第四号に掲げる業務に係る勘定 イ　法第十三条第一項第四号から第九号まで並びに第二項第二号、第三号及び第六号の業務並びにこれらに附帯する業務 ロ　（略）

附　則

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

○経済産業省令第六十五号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第三項及び第四項の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十八日

経済産業大臣　西村　康稔

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等に関する省令（平成十六年経済産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長　印」を「独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。